

「海洋生分解性プラスチックの社会実装に向けた技術開発事業」
に係る公募要領
(委託事業・助成事業)

【ご注意】

本事業への提案は、NEDO への提案書類の提出に加え、府省共通研究開発管理システム（e-R a d）による登録も必要です。e-R a dによる登録手続きを行わないと本事業への応募ができません。

所属機関の登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きを行ってください。

2020年5月28日 改訂

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

材料・ナノテクノロジー部

改訂履歴

2020年5月15日 制定

2020年5月28日 改訂

- ① 4頁 4. 提出期限と提出先 提案書の提出方法を、「郵送又は持参にて」→「郵送にて」に変更。
- ② 5頁 4. 提出期限と提出先 改訂項目①にともない、注意書き内容を訂正。
- ③ 6頁 5. 応募方法（3） 改訂項目①にともない、別添7の提出方法を「送付（持参）」→「送付」に訂正。
- ④ 18頁 「提出書類と提出部数」14. 契約書（案）についての疑義の内容を示す文書の提出部数を、「1部」→「2部（正1部、副1部）」に訂正。

「海洋生分解性プラスチックの社会実装に向けた技術開発事業」
に係る公募について
(2020年5月28日 改訂)

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）は、2020年度から2024年度まで「海洋生分解性プラスチックの社会実装に向けた技術開発事業」プロジェクトを実施する予定です。このプロジェクトへの参加を希望される方は、本要領に従い応募ください。

本プロジェクトは、2020年度予算「プラスチック有効利用高度化事業」に基づき実施いたします。政府方針の変更等により、公募の内容や予算規模、採択後の実施計画、概算払の時期等が変更されることがあります。

1. 件名

今回の公募対象は、下記のア～ウの3項目です。応募する項目を選び、件名に記載して下さい。

	公募対象の研究開発項目
ア	研究開発項目①「海洋生分解性に係る評価手法の確立」
イ	研究開発項目②「海洋生分解性プラスチックに関する新技術・新素材の開発」 ②-1 「新規化学構造を有する樹脂・新規バイオ製造プロセス開発等による海洋生分解性プラスチックに関する新技術・新素材の開発」
ウ	研究開発項目②「海洋生分解性プラスチックに関する新技術・新素材の開発」 ②-2 「複合化技術等による海洋生分解性プラスチックに関する新技術・新素材の開発」

2. 事業概要

※詳細は別添「基本計画」を参照ください。

(1) 背景

プラスチックは、軽量かつ丈夫であり加工性に優れ、日常生活の利便性等をもたらす素材として幅広く活用されてきています。一方で世界的な生産量の増加に伴い、近年、プラスチックごみによる海洋汚染が問題視されるようになってきました。現在、国内プラスチック生産量の内、国内流通の生分解性プラスチックが占める割合は小さく、しかも陸域の土壌又はコンポストでの分解を前提とした生分解性プラスチックが主流であり、海洋生分解性を有するプラスチックはわずかな種類しか存在しません。そこで、世界的な課題となっている海洋プラスチックごみ問題に対応する研究開発が求められています。

(2) 目的

本プロジェクトでは、海洋生分解性プラスチックの市場導入を促進する為、海洋生分解メカニズムに裏付けされた評価手法の開発を行います。

また、海洋生分解性プラスチックに関する新技術・新素材開発を行います。これにより物性、機能性を向上した新素材による、さらなる製品適用拡大により普及拡大を加速させます。

将来的には、世界に先駆け、新たな海洋プラスチックごみ発生ゼロの一助となる事を目指します。

(3) 事業内容

「海洋生分解性プラスチックの社会実装に向けた技術開発事業」プロジェクトのうち、研究開発項目①については、産学官で協力して取り組むべき基盤技術であり、委託事業として実施します。

研究開発項目②については、研究開発内容に応じて、委託事業として取り組むもの（研究開発項目②－１）と委託事業と助成事業のフェーズを設けるもの（研究開発項目②－２）を設定します。

研究開発項目②－１については、研究開発要素が多く、時間を要するハイリスクな基盤技術に関するものであり、委託事業として実施します。研究開発項目②－２については、委託事業と助成事業のフェーズを設け、フェーズ移行はステージゲートにより行い、事業化に向けた課題は、企業の積極的な関与により推進されるべき研究課題として助成事業（NEDO負担率：大企業1/2、中堅・中小・ベンチャー企業2/3）として実施します。

研究開発項目①「海洋生分解性に係る評価手法の確立」（2020年度～2024年度）

海洋生分解機能について、各海洋域における既存、及び新規の海洋生分解性プラスチックの生分解性評価を行い、海洋環境の違いによる生分解性の基礎データを収集し、海洋生分解性プラスチックが、好氣的条件化では水と二酸化炭素に、嫌氣的条件化では水とメタンと二酸化炭素に分解されるメカニズムを解明するとともに、海洋生分解性の評価手法を確立します。また、生分解途中で生成される中間体を含めた安全性を評価する新たな手法を開発します。

研究開発項目②「海洋生分解性プラスチックに関する新技術・新素材の開発」（2020年度～2024年度）

②－１「新規化学構造を有する樹脂・新規バイオ製造プロセス開発等による海洋生分解性プラスチックに関する新技術・新素材の開発」

海洋生分解性プラスチック開発について、新規化学構造を有する樹脂（上市されていない実験室レベルも含む）、新たなバイオ製造プロセス等の研究開発要素が多く、時間を要する開発を対象とします。

②－２「複合化技術等による海洋生分解性プラスチックに関する新技術・新素材の開発」

海洋生分解性プラスチック開発について、既存の樹脂を複合化して物性や機能性等を高める開発や樹脂に適合する充填剤等の添加剤の開発等の、新たな用途を創出し社会実装を推進する開発を対象とします。

提案は研究開発項目①、または研究開発項目②－１、または研究開発項目②－２の全体提案を原則としますが、研究開発項目①については部分提案も可とします（*1）。基本計画に定める目標を達成できる提案内容をご提案ください（*2）。

（*1）部分提案の場合は、基本計画に定める全体計画の中での位置づけと具体的な貢献内容を提案書に明確化してください。また、想定される海洋生分解性プラスチックへの活用方策とスケジュールを具体的に記載してください。他の採択提案との連携実施等が条件になります。

（*2）他省庁等の事業で提案内容と関連性の高い取組がある場合、その内容との関係性を明確化してください。

（４）事業期間

2020年度から2024年度（5年以内）※

※提案は最大5年計画を受付けますが、採択決定後の当初契約期間は2020年度から2022年度の3年間となります。

(5) 事業規模

2020年度事業規模は総額345百万円程度（NEDO負担額）とし、研究開発項目①は245百万円（NEDO負担額）、研究開発項目②-1は60百万円（NEDO負担額）、研究開発項目②-2は40百万円（NEDO負担額）を上限額の目安とします※

※予算の範囲内で採択します。事業規模は変動することがあります。なお、契約額は審査の結果及び国の予算の変更等により申請額から減額して交付することがあります

3. 応募要件

応募資格のある法人は、次の(1)～(7)までの条件、「基本計画」及び「2020年度実施方針」に示された条件を満たす、受託を希望する企業・大学等による産学連携体制とします。

- (1) 当該技術又は関連技術の研究開発の実績を有し、かつ、研究開発目標達成及び研究計画遂行に必要な組織、人員等を有していること。
- (2) 委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金及び設備等の十分な管理能力を有していること。
- (3) NEDOがプロジェクトを推進する上で必要とする措置を、委託契約に基づき適切に遂行できる体制を有していること。
- (4) 当該プロジェクトの研究開発成果の実用化・事業化計画の立案とその実現について十分な能力を有していること。
- (5) 研究組合、公益法人等が代表して応募する場合は、参画する各企業等が当該プロジェクトの研究開発成果の実用化・事業化計画の立案とその実現について十分な能力を有するとともに、応募する研究組合等とそこに参画する企業等の責任と役割が明確化されていること。
- (6) 当該プロジェクトの全部又は一部を複数の企業等が共同して実施する場合は、各企業等が当該プロジェクトの研究開発成果の実用化・事業化計画の立案とその実現について十分な能力を有しており、各企業等間の責任と役割が明確化されていること。
- (7) 本邦の企業等で日本国内に研究開発拠点を有していること。なお、国外の企業等（大学、研究機関を含む）の特別な研究開発能力、研究施設等の活用又は国際標準獲得の観点から国外企業等との連携が必要な場合は、国外企業等との連携により実施することができる。

4. 提出期限及び提出先

本公募要領に従って提案書21部（正1部、副20部）を作成し、以下の提出期限までに郵送にて提出ください。FAX又は電子メールによる提出は受け付けません。

※提出物については提案書類受理票（別添7）に記載の内容を参照ください。

（公募期間：2020年5月15日（金）から2020年6月15日（月））

- (1) 提出期限：2020年6月15日（月）正午必着

※応募状況等により、公募期間を延長する場合があります。公募期間を延長する場合は、ウェブサイトにてお知らせいたします。

なおNEDOでは公式Twitterによる情報発信を行っておりますので、ウェブサイトに掲載された公募に関する最新情報を確認するために、ぜひ御活用ください。

<https://www.nedo.go.jp/nedomail/index.html>

- (2) 提出先：国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

材料・ナノテクノロジー部バイオエコノミー推進室 原田、高槻、沖、柳川 宛

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町1310 ミューザ川崎セントラルタワー19F

※封筒に『「海洋生分解性プラスチックの社会実装に向けた技術開発事業」に係る提案書在中』と朱書ください。

※e-Rad上の登録が期限に間に合わない場合、必ず事前にNEDO担当部に相談ください。

5. 応募方法

(1) 提案書の作成に当たって

- ・提案書のうち表紙、要約版、本文の記載様式は別添1-1を参照ください。別添2に従って、研究開発成果の事業化計画書を作成ください。
- ・提案書は日本語で作成ください。
- ・提案書の提出部数は、21部（正1部、副20部）です。

(2) 提案書に添付する書類等

提案書には次の資料又はこれに準ずるものを添付してください。

- ・(別添1-2) 利害関係の確認について 1部
- ・(別添2) 研究開発成果の事業化計画書 21部
- ・(別添3) 研究開発責任者及び主要研究員の研究経歴書 各21部
- ・(別添4) 研究開発テーマ説明資料 21部
- ・(別添5) ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況 1部
- ・(別添6) NEDO研究開発プロジェクトの実績調査票（企業のみ（再委託先等を含む）） 1部
- ・(別添7) 提案書類受理票 1部
- ・電子ファイル（別添1-1：提案書、別添4：研究開発テーマ説明資料を格納したCD-R） 1部
- ・会社案内（会社経歴、事業部、研究所等の組織等に関する説明書） 2部
（提出先のNEDO部課と過去1年以内に契約がある場合は不要。大学等は提出不要）
- ・直近の事業報告書 2部（企業のみ（再委託先等を含む）。大学等は提出不要）
- ・財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書）（直近3年分） 2部
（企業のみ（再委託先等を含む）。大学等は提出不要）
- ・NEDOが提示した契約書（案）（本公募用に特別に掲載しない場合は、標準契約書を指します）に合意することが提案の要件となりますが、契約書（案）について疑義がある場合は、その内容を示す文書2部（正1部、副1部）
- ・国外企業等と連携している、又はその予定がある場合は当該国外企業等と締結した共同研究契約書の写し、若しくは当該国外企業との共同研究の意志を示す覚書の写し1部。
（注）連携している、又は連携しようとしている国外企業等がNEDOの指定する相手国の研究開発支援機関（スペイン政府・産業技術開発センター（CDTI）が該当。）の支援を受けようとしている（又は既に受けている）場合は、NEDOが提供する交付申請書（英文様式）の写し、若しくは既に認証を取得しているのであれば交付決定書及び認定証（ラベル）の写し1部。詳細はNEDOウェブサイトにて御確認ください。
ジャパン・スペイン・イノベーションプログラム（JSIP）
https://www.nedo.go.jp/activities/AT1_00469.html
- ・e-Rad応募内容提案書 1部（詳細は下記（4）を参照ください）。

(3) 提案書の受理及び提案書に不備があった場合

- ・応募資格を有しない者の提案書又は不備がある提案書は受理できません。
- ・提出された提案書を受理した際には提案書類受理票を提案者にお渡ししますので、あらかじめ

別添7の「提案書類受理票」に会社名等御記入の上、送付してください。

- ・提出された提案書等は返却しません。

提案書に不備があり、提出期限までに修正できない場合は、提案を無効とさせていただきます。その場合は書類を返却します。

(4) 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への登録

応募に際し、併せてe-Radへ応募内容提案書を申請することが必要です。連名の場合には、代表して一法人から登録を行ってください。詳細は、e-Radポータルサイトを御確認ください。

e-Radポータルサイト

<http://www.e-rad.go.jp/>

6. 秘密の保持

NEDOは、提出された提案書について、公文書等の管理に関する法律に基づく行政文書の管理に関するガイドラインに沿い定められた関係規程により、厳重な管理の下、一定期間保存します。この際、取得した個人情報については、法令等に基づく場合の提供を除き、研究開発の実施体制の審査のみに利用しますが、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。また、提案書の添付資料「主要研究員研究経歴書（CV）」については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第3条の定めにより、採択先決定後、適切な方法をもって速やかに廃棄します。なお、e-Radに登録された各情報（プロジェクト名、応募件名、研究者名、所属研究機関名、予算額及び実施期間）及びこれらを集約した情報は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」として取り扱われます。

7. 委託先の選定

(1) 審査の方法について

外部有識者による採択審査委員会とNEDO内の契約・助成審査委員会の二段階で審査します。

契約・助成審査委員会では、事前審査の結果を踏まえ、NEDOが定める基準等に基づき、最終的に実施者を決定します。必要に応じてヒアリング審査や資料の追加等をお願いする場合があります。

なお、委託先の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられませんのであらかじめ御了承ください。

(2) 審査基準

a. 採択審査の基準

- i. 提案内容が基本計画の目的、目標に合致しているか（不必要な部分はないか）
- ii. 提案された方法に新規性があり、技術的に優れているか
- iii. 共同提案の場合、各者の提案が相互補完的であるか
- iv. 提案内容・研究計画は実現可能か（技術的可能性、計画、中間目標の妥当性等）
- v. 応募者は本研究開発を遂行するための高い能力を有するか（関連分野の開発等の実績、再委託予定先等を含めた実施体制、優秀な研究者等の参加等）。
- vi. 応募者が当該研究開発を行うことにより国民生活や経済社会への波及効果は期待できるか（企業の場合、成果の実用化・事業化が見込まれるか。大学や公的研究開発機関等で、自らが実用化・事業化を行わない場合には、どのような形で製品・サービスが実用化・事業

化されることを想定しているか。)

vii. ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況

(平成28年3月22日にすべての女性が輝く社会づくり本部において、社会全体で、女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランス等の実現に向けた取組を進めるため、新たに、女性活躍推進法第20条に基づき、総合評価落札方式等による事業でワーク・ライフ・バランス等推進企業をより幅広く加点評価することを定めた「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」が決定されました。本指針に基づき、女性活躍推進法に基づく認定企業(えるぼし認定企業)、次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)、若者雇用促進法に基づく認定企業(ユースエール認定企業)に対しては加点評価されることとなります。

viii. 総合評価

なお、採択審査におけるv. 応募者の能力、vi. 事業化による波及効果の評価については、中堅・中小・ベンチャー企業が直接委託先であり、研究開発遂行や実用化・事業化にあたっての重要な役割を担っている場合に加点します。

b. 契約・助成審査委員会の選考基準

次の基準により委託予定先を選考するものとする。

i. 委託業務に関する提案書の内容が次の各号に適合していること。

1. 開発等の目標がNEDOの意図と合致していること。
2. 開発等の方法、内容等が優れていること。
3. 開発等の経済性が優れていること。

ii. 当該開発等における委託予定先の遂行能力が次の各号に適合していること。

1. 関連分野の開発等に関する実績を有すること。
2. 当該開発等の行う体制が整っていること。
(再委託予定先等を含む。なお、国際共同研究体制をとる場合、そのメリットが明確であること。また、特にNEDOの指定する相手国の研究開発支援機関の支援を受けようとしている(または既に受けている)場合はその妥当性が確認できること。)
3. 当該開発等に必要な設備を有していること。
4. 経営基盤が確立していること。
5. 当該開発等に必要な研究者等を有していること。
6. 委託業務管理上NEDOの必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること。

なお、委託予定先の選考に当たってNEDOは、以下の点を考慮します。

1. 優れた部分提案者の開発等体制への組み込みに関すること。
2. 各開発等の開発等分担及び委託金額の適正化に関すること。
3. 競争的な開発等体制の整備に関すること。
4. 一般社団法人若しくは一般財団法人又は技術研究組合等を活用する場合における役割の明確化に関すること。

(3) 委託先の公表及び通知

a. 採択結果の公表等

採択した案件(実施者名、事業概要)はNEDOのウェブサイト等で公開します。不採択とした案件については、その旨を不採択とした理由とともに提案者へ通知します。

b. 採択審査員の氏名の公表について

採択審査員の氏名は、採択案件の公開時に公開します。

c. 附帯条件

採択に当たって条件（提案した再委託は認めない、他の機関との共同研究とすること、再委託研究としての参加とすること、NEDO負担率の変更等）を付す場合があります。

(4) スケジュール

2020年

5月15日	: 公募開始
5月下旬（予定）	: 公募説明会資料のホームページ掲載（公募説明会は中止）
6月15日正午	: 公募締切
7月上旬（予定）	: 採択審査委員会（外部有識者による審査）
7月中旬（予定）	: 契約・助成審査委員会
7月下旬（予定）	: 委託先決定・公表

8. 留意事項

(1) 契約

新規に業務委託契約を締結するときは、最新の業務委託契約約款を適用します。また、委託業務の事務処理は、NEDOが提示する事務処理マニュアルに基づき実施していただきます。

【参考】

- ・委託事業の手続き：約款・様式 <https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/yakkan.html>
- ・委託事業の手続き：マニュアル <https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual.html>

(2) 研究開発独立行政法人から民間企業への再委託

研究開発独立行政法人から民間企業への再委託又は共同実施（再委託先又は共同実施先へ資金の流れがないものを除く。）は、原則認めておりません。

(3) 研究開発計画の見直しや中止

ステージゲート方式の採用等により、研究開発の途中段階にて実施内容の見直しや研究開発を中止する場合があります。

(4) 事業化計画書

契約締結後に業務委託契約約款第27条第2項又は共同研究契約約款第29条第2項に該当する事象が生じた場合は、速やかに「研究開発成果の事業化計画書」（別添2）を変更し提出していただきます。

(5) 研究開発責任者及び主要研究員研究経歴書の記入

提案全体の研究開発責任者と、実施体制に参画する機関ごとに責任者となる主要登録研究員について、研究経歴書を提出していただきます。詳細は別添3を参照ください。

(6) 研究開発テーマ説明資料

別添4の様式を用いて提案する研究開発の内容を作成ください。採択審査委員会におけるヒアリング審査において本資料を用いた説明を依頼する場合があります。

(7) ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況

提案書の実施体制に記載される委託先について、女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定)、次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみん認定・プラチナくるみん認定)、若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定)の状況を記載していただきます。詳細は別添5を参照ください。

(8) NEDO研究開発プロジェクトの実績調査票の記入

過去に実施したNEDOの研究開発プロジェクトの成果について調査票に記載していただきます。詳細は別添6を御覧ください。

なお、本調査は採択審査に活用しますので、必ず御提出をお願いいたします。

(9) 追跡調査・評価

研究開発終了後、本研究成果についての追跡調査・評価に御協力いただく場合があります。追跡調査・評価については、添付の参考資料1「追跡調査・評価の概要」を御覧ください。

(10) 知財マネジメント

- ・本プロジェクトは、知財マネジメント基本方針を適用します。詳細は、別添8を御覧ください。
- ・本プロジェクトでは、産業技術力強化法第17条(日本版バイ・ドール規定)が適用されます。
- ・本プロジェクトの成果である特許等について、「特許等の利用状況調査」(バイ・ドール調査)に御協力をいただきます。

(11) データマネジメント

- ・本プロジェクトはデータマネジメント基本方針のうち【委託者指定データを指定しない場合】を適用します。詳細は、別添9を御覧ください。

(12) 標準化への対応

- ・市場・技術の特性・戦略・ビジネスモデル等に標準が合致すれば、必要に応じプロジェクト実施期間中から、当該技術開発成果のISO・IEC等の標準化に取り組んでいただきます。
- ・NEDOでは、研究活動における標準化を効率的に推進するため、標準化マネジメントガイドラインを作成しておりますので、活用してください。詳細は、別添10を御覧ください。

(13) 「国民との科学・技術対話」への対応

本事業を受託する事業者は、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する活動(以下、「国民との科学・技術対話」という)に関する直接経費の計上が可能です。本事業において「国民との科学・技術の対話」の活動を行う場合は、その活動の内容及び必要な経費を提案書に記載して提出してください。本活動に係る支出の可否は、研究活動自体への影響等も勘案して判断します。

また、本活動を行った場合は、年度末の実績報告書等に活動実績を盛り込んで報告してください。本活動は中間評価・事後評価の対象となります。

なお、本事業以外で自主的に本活動に取り組むことは妨げませんが、間接経費を活用して本活動を行った場合は実績報告書への記載等(本活動に係る事項のみで結構です)によりNEDOに報告してください。

【参考】

平成22年6月19日総合科学技術会議

「国民との科学・技術対話」の推進について(基本的取組方針)

<https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/index.html>

(14) 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成20年12月3日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」という。※1）及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」（平成16年4月1日16年度機構達第1号。NEDO策定。以下「補助金停止等機構達」という。※2）に基づき、NEDOは資金配分機関として必要な措置を講じることとします。併せて本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※1. 「不正使用等指針」についてはこちらを御参照ください：経済産業省ウェブサイト

http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

※2. 「補助金停止等機構達」についてはこちらを御覧ください：NEDOウェブサイト

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

a. 本事業において公的研究費の不正使用等があると認められた場合

i. 当該研究費について、不正の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただきます。

ii. 不正使用等を行った事業者等に対し、NEDOとの契約締結や補助金等の交付を停止します。

（補助金停止等機構達に基づき、処分した日から最大6年間の契約締結・補助金等交付の停止の措置を行います。）

iii. 不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者（善管注意義務に違反した者を含む。以下同じ。）に対し、NEDOの事業への応募を制限します。

（不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降1～5年間の応募を制限します。また、個人の利益を得るための私的な流用が確認された場合には、10年間の応募を制限します。）

iv. 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。他府省の研究資金において不正使用等があった場合にもi～iiiの措置を講じることがあります。

v. 不正使用等の行為に対する措置として、原則、事業者名（研究者名）及び不正の内容等について公表します。

b. 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成20年12月3日経済産業省策定）に基づく体制整備等の実施状況報告等について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。

体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金

への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。

また、NEDOでは、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

(15) 研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成19年12月26日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。※3）及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」（平成20年2月1日19年度機構達第17号。NEDO策定。以下「研究不正機構達」という。※4）に基づき、NEDOは資金配分機関として、本事業の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本事業及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※3. 研究不正指針についてはこちらを御参照ください： 経済産業省ウェブサイト

http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

※4. 研究不正機構達についてはこちらを御参照ください： NEDOウェブサイト

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

a. 本事業において不正行為があると認められた場合

- i. 当該研究費について、不正行為の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。
- ii. 不正行為に関与した者に対し、NEDOの事業への翌年度以降の応募を制限します。
（応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降2～10年間）
- iii. 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、NEDOの事業への翌年度以降の応募を制限します。
（応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降1～3年間）
- iv. 府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記iiiにより一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。
- v. NEDOは不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。

b. 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合

国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。）については、研究不正指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。

なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。

c. NEDOにおける研究不正等の告発受付窓口

NEDOにおける公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は以下のとおりです。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 リスク管理統括部

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町1310

電話番号：044-520-5131

FAX番号：044-520-5133

電子メール：helpdesk-2@ml.nedo.go.jp

ウェブサイト：研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等に関する告発受付窓口

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

(電話による受付時間は、平日：9時30分～12時00分、13時00分～18時00分)

(16) 大学・国立研究開発法人等における若手研究者の自発的な研究活動

2020年度以降の新規契約について、大学又は国立研究開発法人等で雇用される40歳未満(40歳となる事業年度の終了日まで)の若手研究者による当該プロジェクトの推進に資する自発的な研究活動の実施を可能とします。

なお、採択決定後、大学又は国立研究開発法人等は、実施計画書に予めその旨を記載し、その実績を従事日誌又は月報等により当機構に報告することになります。

(17) 博士課程後期(学生)のRA(リサーチアシスタント)等への雇用

第3期、第4期及び第5期科学技術基本計画においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生、特に博士課程(後期)学生に対する経済的支援を充実すべく、「博士課程(後期)在籍者の2割程度が生活費相当額程度を受給できることを目指す」ことが数値目標として掲げられています。

内閣府 科学技術基本計画

<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/index5.html>

本プロジェクトにおいても、博士課程後期(学生)のRA(リサーチアシスタント)等の研究員登録が可能であり、本プロジェクトにて、研究員費を支払うことが可能です。

なお、本プロジェクトを通じて知り得る秘密情報を取り扱う博士課程後期(学生)は、NEDOと契約を締結する大学組織との間で、守秘義務を含む雇用契約を締結されている必要があり、本プロジェクトに直接に従事する者は、全て研究員登録を行う必要があります。

(18) 国立研究開発法人の契約に係る情報の公表

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づき、採択決定後、別添11のとおりNEDOとの関係に係る情報をNEDOのウェブサイトで公表することがありますので御了知ください。なお、本公募への応募をもって同意されたものとみなします。

(19) 安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対処)

a. 我が国では、我が国を含む国際的な平和及び安全の維持を目的に、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)(以下「外為法」という。)に基づき輸出規制^{*}が行われていま

す。外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則外為法に基づく経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

※我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）から成り立っています。

- b. 貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者（非居住者）に提供する場合等は、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリなどの記録媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。
- c. 本委託事業を通じて取得した技術等を輸出（提供）しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご注意ください。経済産業省から指定のあった事業については委託契約締結時において、本委託事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認、及び、輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行います。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて、経済産業省に報告する場合があります。また、本委託事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、契約の全部又は一部を解除する場合があります。
- d. 安全保障貿易管理の詳細については、下記をご覧ください。

- ・ 経済産業省：安全保障貿易管理（全般） <http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>
(Q&A <http://www.meti.go.jp/policy/anpo/qanda.html>)
- ・ 経済産業省：安全保障貿易ハンドブック <http://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryu/handbook.pdf>
- ・ 一般財団法人安全保障貿易情報センター <http://www.cistec.or.jp/>
- ・ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）
http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

(20) 重複の排除

国（国立研究開発法人等を含む）が助成する他の制度（補助金、委託費等）において、過去実施した事業または現在実施中の事業と今回提案された事業が、同一の提案者による同一の研究開発課題（配分される研究開発の名称及びその内容をいう。）と判断された場合、採択は行いません。

(21) 研究開発資産の帰属・処分について

①資産の帰属

委託業務・共同研究業務（企業・公益法人等が委託先・共同研究先の場合）を実施するために購入し、または製造した取得資産のうち、取得価額が50万円（消費税込）以上、かつ法定耐用年数が1年以上の資産については、NEDOに所有権が帰属します。（約款第20条第1項）

* 委託先・共同研究先が、国立研究開発法人等（国立研究開発法人、独立行政法人）、大学等（国公立大学、大学共同利用機関、私立大学、高等専門学校）、地方独立行政法人の場合には、資産は原則として委託先・共同研究先に帰属します。

②資産の処分

委託先は、業務委託契約に基づき委託事業期間終了後、有償により、NEDO帰属資産をNEDOから譲り受けることとなっています。その際の価額は、事業終了日の残存価額となります。
(約款第20条の2第1項・第3項)

9. 公募説明会の開催

新型コロナウイルス感染症による影響を考慮して、公募説明会は中止といたします。説明会資料につきましては、後日、NEDOホームページの当該事業に係る公募に掲載いたしますので、更新情報をご確認下さい。

10. 問い合わせ先

本事業の内容及び契約に関する質問等は説明会で受け付けます。それ以降のお問い合わせは、6月8日までの期間で下記宛に電子メールにて受け付けます。ただし審査の経過等に関するお問い合わせには応じられません。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
材料・ナノテクノロジー部バイオエコノミー推進室 原田、高槻
電子メール：bio_sea@ml.nedo.go.jp

11. NEDO事業に関する業務改善アンケート

NEDOでは、NEDO事業に関する業務改善アンケートを常に受け付けております。

ご意見のある方は、以下リンクの「7. NEDO事業に関する業務改善アンケート」にて、ご意見お寄せいただければ幸いです。

https://www.nedo.go.jp/shortcut_jigyuu.html

なお、内容については、本プロジェクトに限りません。

12. (参考) 中堅・中小・ベンチャー企業の定義

中堅・中小・ベンチャー企業とは、以下の(ア)(イ)(ウ)又は(エ)のいずれかに該当する企業等であって、かつ、大企業の出資比率が一定比率を超えないもの(注1)をいいます。

(ア)「中小企業」としての企業

中小企業基本法第2条(中小企業者の範囲及び用語の定義)を準用し、次表に示す「資本金基準」又は「従業員基準」のいずれかの基準を満たす企業です。

主たる事業として営んでいる業種 ※1	資本金基準 ※2	従業員基準 ※3
製造業、建設業、運輸業及びその他の業種(下記以外)	3億円以下	300人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下

※1 業種分類は、「日本標準産業分類」の規定に基づきます。

※2 「資本金の額又は出資の総額」をいいます。

※3 「常時使用する従業員の数」をいい、家族従業員、臨時の使用人、法人の役員、事業主は含みません。又、他社への出向者は従業員に含みます。

(イ)「中小企業者」としての組合等

以下のいずれかに該当する組合等をいいます。

1. 技術研究組合であって、その直接又は間接の構成員の3分の2以上が(ア)の表の「中小企業者」としての企業又は企業組合若しくは協業組合であるもの
2. 1.のほか、産業技術力強化法施行令第6条三号ハに規定する事業協同組合等

(ウ)「中堅企業」としての企業

常時使用する従業員の数(注2)が1,000人未満又は売上高が1,000億円未満のいずれかの条件を満たす企業であって、中小企業を除いたものをいいます。

(エ) 研究開発型ベンチャー

以下の条件をすべて満たす企業をいいます。

- ・試験研究費等が売上高の3%以上又は研究者が2人以上かつ全従業員数の10%以上であること。
- ・未利用技術等、研究開発成果が事業化されていない技術を利用した実用化開発を行うこと。
- ・申請時に上記要件を満たす根拠を提示すること。

(注1) 次の企業は、大企業の出資比率が一定比率を超えているものとします。

- ・発行済株式の総数又は出資の総額の2分の1以上が、同一の大企業(注3)の所有に属している企業
- ・発行済株式の総数又は出資の総額の3分の2以上が、複数の大企業(注3)の所有に属している企業

(注2) 常時使用する従業員には、家族従業員、臨時の使用人、法人の役員、事業主は含みません。又、他社への出向者は従業員に含みます。

(注3) 大企業とは、(ア)から(エ)のいずれにも属さない企業であって事業を営むものをいいます。ただし、以下に該当する者については、大企業として取扱わないものとします。

- ・中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
- ・廃止前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法に規定する指定支援機関(ベンチャー財団)と基本約定書を締結した者(特定ベンチャーキャピタル)
- ・投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

関連資料

基本計画

2020年度実施方針

提案書の様式

別添1-1: 提案書作成上の注意、表紙、要約版、本文

別添1-2: 利害関係確認書

別添2: 研究開発成果の事業化計画書

別添3: 研究開発責任者及び主要研究員研究経歴書

別添4: 研究開発テーマ説明資料

別添5: ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況について

別添6: NEDO研究開発プロジェクトの実績調査票の記入について

別添7: 提案書類受理票

- 別添 8 : NEDOプロジェクトにおける知財マネジメント基本方針
- 別添 9 : NEDOプロジェクトにおけるデータマネジメントに係る基本方針
- 別添 10 : 標準化マネジメントガイドライン
- 別添 11 : 契約に係る情報の公表について
- 参考資料 1 : 追跡調査・評価の概要
- 業務委託契約書（案）及び業務委託契約約款
（本公募用に特別に掲載しない場合は、「業務委託契約標準契約書」を指します）

提出書類と提出部数

提出書類は日本語で作成し、必要な部数を御提出ください。提出書類の様式はNEDOウェブサイトの公募ページよりダウンロードすることができます。

No.		提出書類	提出部数	留意事項
<必須>				
1	別添1-1	提案書（表紙、要約版、本文）	21部（正1部、副20部）	表紙（押印書類）は提案する全機関（再委託先等除く）でそれぞれ作成・押印。
2	別添1-2	利害関係確認書	1部	
3	別添2	研究開発成果の事業化計画書	21部	事業者ごとにそれぞれ作成。連名で作成する場合は役割を明確化。代表機関に開示できない場合は封筒に入れて提出。
4	別添3	研究開発責任者及び主要研究員研究経歴書	21部	<ul style="list-style-type: none"> ・提案全体の研究開発責任者を1名選任して研究経歴書を作成。 ・主要研究員研究経歴書は、提案する全機関（再委託先等含む）でそれぞれ作成が必要。
5	別添4	研究開発テーマ説明資料	21部	<ul style="list-style-type: none"> ・提案書内容をまとめた説明資料。本資料をもとに採択審査委員会ヒアリング審査を依頼する場合がある。
6	別添5	ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況	1部	<ul style="list-style-type: none"> ・企業だけではなく大学等も含め、提案する全機関（再委託先等除く）の認定状況の確認が必要。 ・提出時点を基準として作成し、認定を受けている場合は、それぞれの認定状況が分かる認定通知書等の写しを添付。
7	別添6	NEDO研究開発プロジェクトの実績調査票	1部	<ul style="list-style-type: none"> ・提案する全企業（再委託先等含む）で提出が必要。大学等は提出不要。技術研究組合等が提案する場合には、参画する各企業も作成が必要。 ・同一年度において同一法人あたり一回の御協力をお願いしており、他部署含め既に提出実績があり、以前提出した内容から特段変更が無ければ、調査票の提出済み欄にチェックして提出してください。
8	別添7	提案書類受理票	1部	<ul style="list-style-type: none"> ・提出書類を確認後NEDOから

No.		提出書類	提出部数	留意事項
				代表機関あてに1部渡す
9		e-Rad応募内容提案書	1部	提案する全機関(再委託先等除く)の情報を一つにまとめて代表機関がe-Radで情報を入力し作成。
10		電子ファイルを格納したCD-R	1部	以下の3つの電子ファイルを格納したCD-R。CD-R表面には研究開発テーマ名、研究開発責任者所属・氏名を記載。 ・別添1-1:提案書[PDF] ・別添1-1:提案書のうち[要約版]のみ[Word] ・別添4:研究開発テーマ説明資料[PDF又はPowerPoint]
11		会社案内(会社経歴、事業部、研究所等の組織等に関する説明書)	2部	提案する全企業(再委託先等含む)で提出が必要。大学等は提出不要。
12		直近の事業報告書	2部	提案する全企業(再委託先等含む)で提出が必要。大学等は提出不要。
13		財務諸表(貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書)(3年分)	2部	提案する全企業(再委託先等含む)で提出が必要。大学等は提出不要。
<必要な場合のみ>				
14		契約書(案)についての疑義の内容を示す文書	2部(正1部、副1部)	NEDOが提示した契約書(案)(標準契約書を指します)に合意することが提案の要件となりますが、契約書(案)について疑義がある場合のみ作成してください。
15		国外企業等と連携している、又はその予定がある場合は当該国外企業等と締結した共同研究契約書の写し、若しくは当該国外企業との共同研究の意志を示す覚書の写し	1部	